

第八十七号議案

野村・立井国際交流基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

野村・立井国際交流基金条例の一部を改正する条例

野村・立井国際交流基金条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青少年の翼基金条例

第一条中「区民（区内に勤務する者及び在学する者を含む。）」を「江戸区内在住の青少年」に、「野村喜代氏及び立井隆氏」を「江戸川区民等」に、「野村・立井国際交流基金」を「青少年の翼基金」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

基金の名称を変更するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。